

令和5・6年度下松市・下松市上下水道局

物品製造等競争入札参加資格審査申請要領

この要領は、令和5・6年度において下松市・下松市上下水道局が発注する「物品製造等」の競争入札（見積り）等に参加しようとする者の参加資格申請をする場合の要領を示したものです。

※ 「物品製造等」とは「物品の製造の請負、物品の買入れ等並びにその他の業務委託（測量・建設コンサルタント等業務を除く。）」を言います。

1 申請の資格がない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査申請ができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 営業に関して許可等を必要とする場合において、これを受けてない者
- (4) 暴力団、暴力団員及びこれらとの関係を持つ者
- (5) 市税、県税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

2 申請書の区分

同一企業の方が「物品製造等」以外の競争入札参加を希望する場合は、「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」ごとに申請要領を参照し、それぞれに競争入札参加審査申請書を作成してください。

※ 随意契約の相手方の選定についても、原則としてこの資格の認定を受けている者を対象としますので、希望者は申請をしてください。

3 申請書の受付期間

- (1) 受付期間：令和5年1月10日（火）から 令和5年2月10日（金）まで（閉庁日を除く。）
- (2) 受付時間：8時30分から17時まで

※ 郵送の場合、2月10日の消印は有効とします。ただし、提出書類がすべて揃っている場合に限ります。

- (3) 全ての申請受付は隔年ごとです。提出期限以外は受付ができませんのでご注意ください。

4 申請書の提出方法及び部数

- (1) 原則として郵送

下松市役所企画財政部技術監理課に直接持参された場合、その場での提出書類の確認は行いません。

※ 郵送による申請で、受付確認の返送が必要な方は、受付確認用ハガキまたは84円切手付封筒に返信先を記入し、同封してください。

- (2) 提出部数は1部です。

5 令和3・4年度からの主な改正点

- (1) 令和5・6年度の申請受付から隔年ごととします。提出期限以外は受付ができませんのでご注意ください。
- (2) 申請書の提出方法原則として郵送とします。下松市役所企画財政部技術監理課に直接持参された場合、その場での提出書類の確認は行いません。
- (3) 暴力団排除に関する誓約書の押印を廃止します。
- (4) 税務署あての納税証明書の交付請求ができるように国税庁 e-Tax ホームページ<外部リンク>

を追加しました。

(5) 各種証明書の証明日を3カ月前のものから令和4年10月10日以降のものに変更しました。

6 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒744-8585

下松市大手町三丁目3番3号

下松市役所 企画財政部 技術監理課（市役所3階⑥番窓口）

TEL 0833-45-1813

7 申請書の様式

原則として下松市独自様式です。

下松市独自様式は、下松市のホームページ (<http://www.city.kudamatsu.lg.jp/>) からダウンロード出来ます。ダウンロードの方法は、ホームページトップの上部にある「組織から探す」をクリックいただき「企画財政部」中の「技術監理課」を選び、「お知らせ」にある「令和5・6年度競争入札参加資格審査申請の受付について」をクリックし、「競争入札参加資格」中の「申請手続き」欄にある入札参加を希望する申請業種の「申請様式 一式 (エクセル)」をダウンロードし、必要なものを使用してください。

8 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、原則として令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。ただし、次回の定期的審査に基づく資格が認定されるまでの間は、引き続きその効力を有します。

9 審査結果

審査結果については令和5年3月下旬頃、下松市役所企画財政部技術監理課の閲覧場所（市役所3階⑥番窓口）で公表する予定ですので、それにより確認してください。なお、資格が認められない場合のみ文書を通知します。

10 個人情報の取扱いについて

この申請で取得した住所・氏名等の個人情報は競争入札参加資格審査及び確認に使用するものであり、その他の目的では一切使用しません。

11 申請書及び添付書類

申請者は、添付書類のうち必要なものを【**ピンク色 紙ファイル (A4タテ)**】に綴じ、の背表紙と表紙に「**令和5・6年度 競争入札参加資格審査申請書**」と「**会社名**」を記入の上、物品製造等に係る提出書類一覧に記載されている必要書類を番号順に綴じ、提出してください。

※ 申請先は「下松市長」と「下松市上下水道事業管理者」の連名となりますのでご注意ください。

12 提出書類一覧（物品製造等に係る提出書類一覧）

綴り順	必要書類	市内業者	準市内業者	県内業者	県外業者
1	競争入札参加資格審査申請書（物品製造等）	●	●	●	●
2	競争入札参加資格審査申請総括表（物品製造等）	●	●	●	●
3	事務所位置図及び外観写真 (写真や地図を貼っても構いません。)	●	●	—	—

4	経営状況調書		●	●	●	●	
5	営業実績調書		●	●	●	●	
6	営業の許可（登録）証明書等の写し （申請する営業品目に関し、法令上で許可・免許・資格等が必要な場合、その証明書類を提出してください。）		△	△	△	△	
7	メーカー等の代理店証明書・登録証明書等の写し （メーカー等の代理店又は特約店となっている場合には、その証明書等の写しを提出してください。また、取扱メーカー等を記載した簡易な資料がありましたら、ご提出ください。（様式は任意）		△	△	△	△	
8	登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）の写し （個人の場合は、身分証明書）		●	●	●	●	
9	営業所等一覧表		—	△	△	△	
10	納税証明書 （写し可）	法人	国税（その3の3） 国税庁 e-Tax ホームページ<外部リンク> https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei1.htm	●	●	●	●
			県税（山口県内に本社、営業所等がある場合）	●	●	●	△
		個人	国税（その3の2） 国税庁 e-Tax ホームページ<外部リンク> https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei1.htm	●	●	●	●
			県税（山口県内に本社、営業所等がある場合）	●	●	●	△
	完納証明書 （写し可）	法人	市税 （下松市内に本社、営業所等がある場合及び代表者が下松市に在住の場合）	●	●	△	△
		個人	※市税の納付確認には、金融機関等で納付されてからある程度の日数を要します。 納付後2週間以内に完納証明を申請される場合は、申請の際、領収書（口座振替の場合は記載済の通帳）をご提示ください。	●	●	△	△
11	委任状（支店長等委任用） （下松市では委任事項の一部委任を認めていません。本市の委任状に記載している全ての権限を申請者が委任する場合に提出してください。一部委任では提出できません。） （※ 法人で、商業登記上と実際の本店所在地が異なる場合には、委任状により実際の本店所在地を届け出てください。）		—	●	△	△	
12	清掃業務有資格技術者一覧表 （施設の清掃業務委託を希望される業者のみ提出してください。）		△	△	△	△	
13	Pマーク（プライバシーマーク）登録証または ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）認証取得の写し （取得している業者のみ提出してください。）		△	△	△	△	
14	使用印鑑届		●	●	●	●	
15	暴力団排除に関する誓約書（代表者名で提出してください。押印は廃止しています。）		●	●	●	●	

注意事項

- ※ 市内業者とは、本店が下松市内にある事業所のことです。準市内業者とは下松市との契約を委任された営業所等の所在地が下松市内にある事業所のことです。
- ※ ●印は必ず提出する書類、△印は該当する場合のみ提出する書類です。
- ※ 各種証明書は写しでも可ですが、証明日が令和4年10月10日以降のものを提出してください。